

第31回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年12月26日(月) 午後4時00分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年12月26日(月) 午後4時00分
2. 閉会時間 令和4年12月26日(月) 午後4時39分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	坂本 文子	6	片山 定幸	7	大川 徳昭	10	吉田 徳成

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名

地区	氏名	地区	氏名
三会	田上 富康	東空閑	本多 正典

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 令和4年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
- 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時00分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第31回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、2番 坂本 文子 委員、6番 片山 定幸 委員、7番 大川 徳昭 委員、10番 吉田 徳成 委員 は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、5番 西森 博昭 委員、8番 宮崎 光男 委員を指名いたします。

議長（会長）

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 4筆 7,081平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、1件 4筆 2,247平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告します。

議案集3ページをお願いします。

農地パトロールに際しましては、昨年度より調査の区分を3区分に分けるとともに、全遊休農地を調査いたしました。農業委員、推進委員の皆さまには7月から9月にかけて、お忙しい中、また、暑い中、調査にご協力いただきありがとうございました。その結果について報告します。

遊休農地の面積（上段の表）は、1(a)トラクターで耕起すれば利用可能、1(b)トラクターと重機の併用なら可能である二区分に区分しており、前年度との比較増減では、昨年と比較し3件の減、面積で21アールの減でした。また、下段の表「再生利用が困難な農地」につきましては、昨年と比較し増減なしでしたが、面積で44アールの減となりました。

各地区における、新規発生、解消、1号遊休農地から再生困難な農地への異動等は記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 644平方メートル を
売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,151平方メートルで、農機具は、耕うん機 1台、消毒機械 1台、
軽トラック 1台、草刈り機 1台 を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

（事務局）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

本申請は、先月の総会で農地法第3条による耕作権設定の許可を受けた農地であります。

双方の希望により、今回、売買による所有権移転の申請がだされました。譲受人は、妻と農業を営み、
じゃがいも・きゅうり・玉ねぎ・柿・みかんを作付けし、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題な
しと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の
1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 7.76平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,773.78平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、管理機 1台、キャリー 1台、トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、妻と子と農業を営み、白菜・ネギを作付けしております。

申請地は、譲受人の農地に接続しており、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、2番、及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番について説明します。議案集は5ページ、1番に記載のとおりで、畑 2筆 398平方メートルについて、平成……付け長崎県指令……号で、転用の許可を得ていましたが、転用計画を変更したいとの申請です。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の2番について説明します。

議案集は5ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 139平方メートルについて、平成………付け長崎県指令………号で、転用の許可を得ていましたが、転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地1,456平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、2番、及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は………の一角にあり、北側は宅地、東側は宅地及び農地、南側は道路、西側は宅地及び農地となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は自然流下及び道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番、2番及び第3号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による「許可後の計画変更承認申請」の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、申請地 313平方メートルを譲り受け、一般住宅用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を設置し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、申請地 368平方メートルを譲り受け、太陽光発電施設用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は里道を挟んで山林、東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、申請地 497平方メートルを借り受け、木造平家建の店舗兼住宅を建築し賃貸したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は里道を挟んで農地、南側は農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、5番に記載のとおりで、申請地 520平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるものに該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集7ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成7年月日不詳頃から、耕作用通路として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は里道を挟んで宅地、西側は里道を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集7ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和59年月日不詳頃から、宅地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集7ページ3番に記載のとおりで、申請地は昭和年月日不詳頃から、雑木や竹が生い茂り山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は山林、南側及び西側は里道を挟んで山林となっております。現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集7ページ4番に記載のとおりで、申請地は昭和48年月日不詳及び平成9年月日不詳頃から、住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は農地、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの5番について説明します。

申出人は、議案集7ページ5番に記載のとおりで、申請地は平成2年……月……日頃から、隣接する宅地と一体に住宅用地として利用されています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第4号議案、非農地証明願いの6番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの6番について説明します。
申出人は、議案集7ページ6番に記載のとおりで、申請地は平成7年月日不詳頃から、宅地として利用されています。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

（…… 委員）

第4号議案 非農地証明願いの6番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は里道を挟んで農地となっております。
現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第4号議案の6番について、ご意見等はございませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の6番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集8ページから12ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 8件 11筆 9,228平方メートル

耕作権の再設定 18件 42筆 43,451.52平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、1件 1筆 717平方メートルです。

合計 27件 54筆 53,396.52平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。

議長（会長）

次に、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（…… 委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の14ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、9筆、8,900平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、8名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。…… 委員の入場を求めます。

（…… 委員 入場）

議長（会長）

以上で、第31回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第31回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時39分閉会